

市内障害福祉サービス等事業者 各位

浜松市健康福祉部

障害保健福祉課長 榎原 克人

指定障害福祉サービス等事業者の事業廃止（休止）に係る留意事項について

日ごろ、当市の障害保健福祉行政に御理解、御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）において、事業廃止（休止）の際に、引き続き当該指定障害福祉サービス又は当該指定通所支援に相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な障害福祉サービス等が継続的に提供されるよう、他の指定障害福祉サービス事業者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならないと規定されています。

今般、これらの便宜の提供が適正に行われていない事例が報告されています。

つきましては、事業者においては、事業の廃止（休止）をしようとする場合には、下記の点に十分に留意し、適切に対応していただきますようお願いいたします。

記

1 相談支援専門員との連携について

事業廃止（休止）に伴い、利用者のサービス利用状況が変わるため、サービス等利用計画又は障害児支援利用計画を作成する相談支援専門員に対して、事業廃止（休止）の予定がある場合には、速やかに連絡調整を行ってください。

また、事業廃止（休止）について利用者へ説明する際には、利用者や家族の混乱を避け、説明内容の理解及び意思決定を支援するため、相談支援専門員の同席の要否について、事前に利用者（家族）及び相談支援専門員に確認をしてください。

さらに、利用者が円滑に異動先サービスを利用できるよう、異動先サービスの利用に向けた担当者会議にも参加するようご協力をお願いします。

2 廃止届及び休止届提出時の留意点について

事業を廃止しようとするときは、廃止の日の一月前までに市へ届け出なければならないこととなっていますが、その際、現に指定障害福祉サービス等を受けている者の氏名、希望サービス、異動先サービス等を記載したリスト（別紙参照）及び当該リストの作成に当たり、現に指定障害福祉サービス等を受けている者に対してその希望や意向等を聴取するために実

施した個々の面談記録等、指定障害福祉サービス等事業者として障害者に対し責任ある対応を図ったことが確認できる資料も併せて提出していただきます。

この際、利用者の利用調整が未整備な場合には、障害者総合支援法第 43 条第 4 項又は児童福祉法第 21 条の 5 の 19 第 4 項の規定に基づく事業者責務を果たしていないこととなるので、障害者総合支援法第 49 条第 1 項又は第 2 項、児童福祉法第 21 条の 5 の 23 第 1 項の規定に基づく勧告を行う場合があります。

<p>【連絡先】 指導G 電話 457-2860 syoghuku-shidou@city.hamamatsu.shizuoka.jp</p>

【参考】

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）

第四十三条（略）

4 指定障害福祉サービス事業者は、第四十六条第二項の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日前一月以内に当該指定障害福祉サービスを受けていた者であって、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該指定障害福祉サービスに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な障害福祉サービスが継続的に提供されるよう、他の指定障害福祉サービス事業者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

第四十九条 都道府県知事は、指定障害福祉サービス事業者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定障害福祉サービス事業者に対し、期限を定めて、当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。

（略）

四 第四十三条第四項に規定する便宜の提供を適正に行っていない場合 当該便宜の提供を適正に行うこと。

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）

第二十一条の五の十九（略）

④ 指定障害児通所支援事業者は、次条第四項の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日前一月以内に当該指定通所支援を受けていた者であって、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該指定通所支援に相当する支援の提供を希望する者に対し、必要な障害児通所支援が継続的に提供されるよう、他の指定障害児通所支援事業者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

第二十一条の五の二十三 都道府県知事は、指定障害児通所支援事業者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定障害児通所支援事業者に対し、期限を定めて、当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。

（略）

四 第二十一条の五の十九第四項に規定する便宜の提供を適正に行っていない場合 当該便宜の提供を適正に行うこと。